

鳥取県公報

令和2年10月27日(火) 第9246号

每週火·金曜日発行

			目 次
\Diamond	告	示	鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院の一部改正 (583) (医療政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\Diamond	公	告	森林法による開発行為の変更許可(西部総合事務所農林局)・・・・・・・・・2

示

鳥取県告示第583号

平成17年鳥取県告示第920号(鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院について)の 一部を次のように改正する。

令和2年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
改 正 後 1 略 2 規則第11条第2項に規定する知事が特に指定する病院、知事が指定する診療科及び知事が指定する専門医資格 (1)・(2) 略 (3) 規則第11条第2項第2号に規定する知事が指定する専門医資格 公益社団法人日本医学放射線学会が認定する放射線治療専門医、公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定するがん薬物療法専門医又は一般社団法人日本感染症学会が認定する感染症専門医	改正前 1 略 2 規則第11条第2項に規定する知事が特に指定する病院、知事が指定する診療科及び知事が指定する専門医資格 (1)・(2) 略 (3) 規則第11条第2項第2号に規定する知事が指定する専門医資格 公益社団法人日本医学放射線学会が認定する放射線治療専門医 <u>又は公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定するがん薬物療法専門医</u> 医				
3·4 略	3・4 略				

附則

この告示は、令和2年11月1日から施行する。

森林法 (昭和26年法律第249号) 第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県 林地開発条例(平成17年鳥取県条例第96号)第16条の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月27日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

				変更後の内容				
開発者の氏	開発者の	開発行		土地の面積				開発行為
名又は名称	住所又は 主たる事	為を行	開発行為の目		開発行為	開発行為	開発行為の	の変更の
及び代表者		う土地		開発事業	をしよう			許可年月
の氏名	務所の所	の所在	的	区域の土	とする森	林の土地	工期	日
V) 24/H	在地	地		地の面積	林の土地	の面積		H
					の面積	♥ 7 田 7 貝		
景山総業有	島根県安	西伯郡	真砂土	6.8541 ^	5.6407 ^	3. 1535 ^	平成28年2	令和2年
限会社	来市神庭	伯耆町	採取及	クタール	クタール	クタール	月22日から	9月29日
代表取締役	町83	三部900	び資材				令和2年9	
景山 潤一		- 1 外	置場				月30日まで	
		14筆						